

高崎市を緑あふれるまちにしませんか？

高崎市 屋上・壁面緑化 奨励補助金交付制度



高崎市高松町35番地1
都市整備部公園緑地課
☎ 3 2 1 - 1 2 7 2

◆屋上・壁面緑化奨励補助金交付制度とは…

高崎市では市内の建築物で、屋上や壁面を緑化する建築物所有者の方に緑化奨励補助金を交付し、緑の空間をつくるお手伝いをしています。

目的

ヒートアイランド現象を緩和し、快適な都市環境を確保するため、屋上又は壁面などを緑化スペースとして有効活用する人に、施工費用の一部を補助するものです。

奨励基準

『屋上緑化』・『ベランダ緑化』及び『壁面緑化』とは、下記のとおりです。

- 屋 上 緑 化 …建築物の屋上の全部又は一部に、地被植物等により緑化することをいう。
- ベランダ緑化…建築物側面で外部に突出した構造をもち、室内と連続して出入り可能な部分に、地被植物等により緑化することをいう。
- 壁 面 緑 化 …建築物の壁面等の全部または一部に、補助資材を設置し、多年生のつる性植物等で1メートルにつき3本以上緑化することをいう。

補助の対象となる建築物等は、次に定める要件を備えているものとします。

- ◎都市計画区域における用途地域の指定区域内であること。
- ◎建築基準法及びその他法令等に適合し、屋上及び壁面等の緑化工事に耐えられるものであること。ただし、建築物であっても塀やカーポート・物置・倉庫等は補助の対象となりません。
- ◎補助金の交付は、同一建築物につき屋上・ベランダ、壁面等それぞれ1回限りとする。
- ◎当該植栽地が、販売目的としたものでないこと。

補助対象経費

補助の対象となる経費は、次のいずれかに該当するものです。

- 屋上緑化 … 緑化面積が3平方メートル以上とし、緑化に係る防根、又はベランダ緑化 灌水又は排水のための施設等基盤整備に要した経費、土壌、樹木等の購入に要した経費及び植栽経費とする。
- 壁面緑化 … 緑化面積が3平方メートル以上とし、フェンス等補助資材の設置に要した経費、土壌、樹木等の購入に要した経費及び植栽経費とする。

補助金の額

補助金の額は、次のとおりです。(1,000円未満の端数は切り捨て)

- 屋上緑化 … 補助対象となる経費の2分の1に相当する額又は緑化した面積に1平方メートル当たり1万円を乗じた額のいずれか少ない額とし、同一の建築物1件当たり50万円を限度とする。
- 壁面緑化 … 補助対象となる経費の2分の1に相当する額又は緑化した面積に1平方メートル当たり5,000円を乗じた額のいずれか少ない額とし、同一の建築物1件当たり30万円を限度とする。

その他

申請しようとする建築物等や設置物が補助対象に該当するか確認のため、事前に相談してください。工事着工後の申請は受け付けておりませんので、申請される方は、工事着工前に交付申請書を公園緑地課(10階窓口)に提出してください。



屋上・壁面緑化奨励補助金交付までの流れ

申請

(補助対象者)

◎公園緑地課へ「交付申請書」を提出してください。
※申請書は公園緑地課（10階）にあります。
インターネットで公園緑地課のホームページからダウンロードすることもできます。

- 提出書類
- ①屋上・壁面緑化奨励補助金交付申請書
 - ②案内図
 - ③施設設置場所見取図
 - ④見積書等（1㎡単価が分かるもの）

現地確認

(高崎市)

◎申請内容を審査し、担当職員が現地確認を行います。

決定通知

(高崎市)

◎申請書どおり屋上・壁面緑化が設置されている事を確認した後、交付決定通知書で通知します。

実績報告

(補助対象者)

◎「交付決定通知書」に同封されている実績報告書等に必要事項を記入し、公園緑地課へ提出してください。

- 提出書類
- ①屋上・壁面緑化奨励補助金実績報告書
 - ②完成写真
 - ③領収書
 - ④請求書（振込先等を記入してください。）
- ※申請者と口座名義人は同一人物としてください。
別名義の口座への振り込みを希望する場合は、委任状が必要となります。
※郵便局は振り込み出来ません。

交付

◎請求書に記載してある口座へ補助金を振り込みます。



お問合せ先

〒370-8501 高崎市高松町35番地1
高崎市 都市整備部 公園緑地課 緑化担当

Tel 027-321-1272